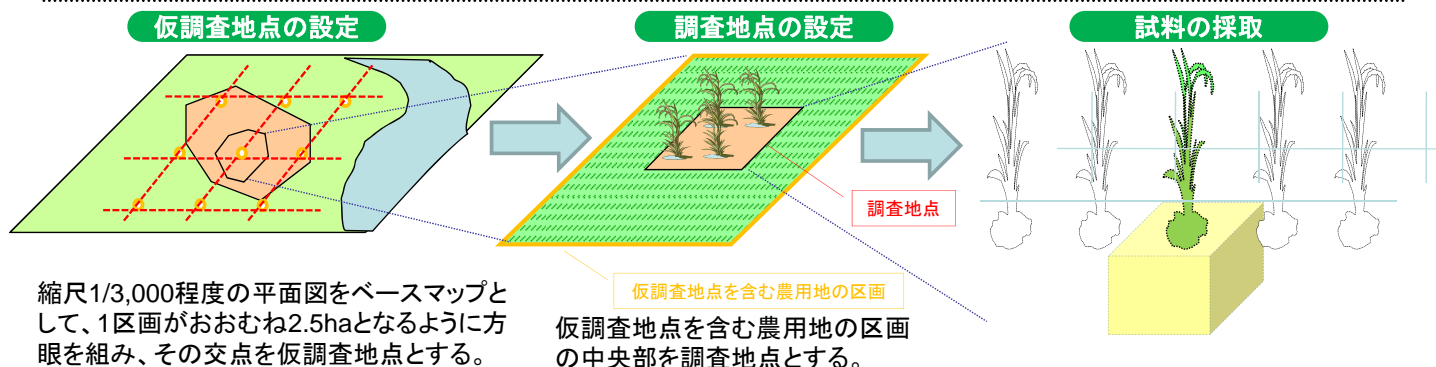


2. 調査区画について

○ 農用地土壌汚染防止法に基づく調査の概要

- 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令(昭和46年6月農林省令第47号)においては、調査は2.5haごとのほ場の中央での土壌及び作物採取を行うことが規定されている。
- カドミウムに係る土壌環境基準においては、測定方法として、「農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法」と定められている。



カドミウムの検定等

農用地土壌汚染対策地域に指定

指定要件に該当

- 玄米中のカドミウムの量 (硝酸・硫酸分解)
- 土壌中のカドミウムの量 (0.1 mol/L塩酸抽出)
- 土性 ほか

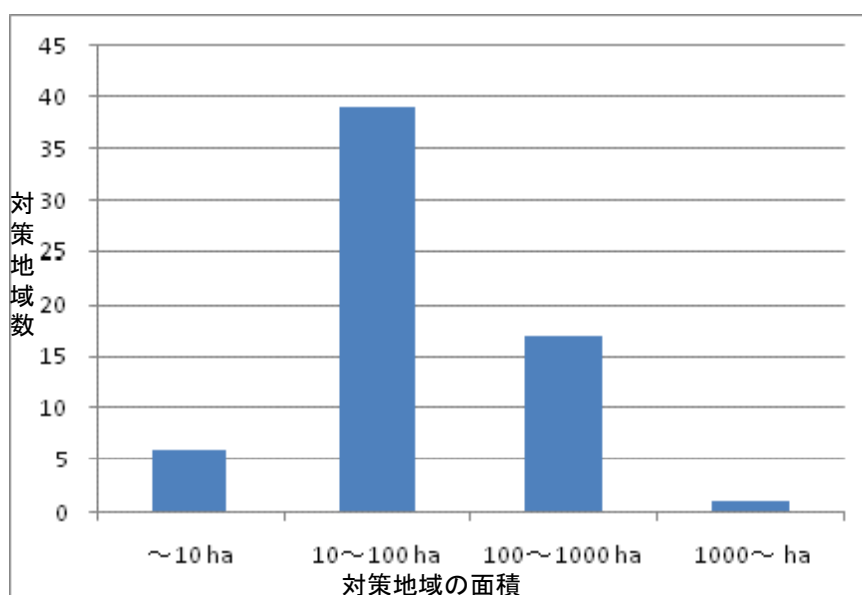
試料の採取量

- 稲は、当該調査地点上に立毛している稲20株前後(玄米として約500g~1kg)
- 土壌は、稲を採取した地点において、地表から地表下15cmまでの土壌を垂直に切り取り、混合し、均一な土壌約1kgを採取。

7

○ 農用地土壌汚染対策地域の指定面積の現状

- これまで、カドミウムについて農用地土壌汚染対策地域として指定された地域の面積は、平均で1地域あたり102.0haであり、10~100haの地域が約6割近くを占めている。(最大値 1,018.4 最小値 1.5 標準偏差 158.2 変動係数 155.0)



8

○ 地形やほ場規模条件等に応じて実施された細密調査等の調査区画例

	山麓の傾斜地、河岸段丘に沿って未整備のほ場が狭長に分布している例	汚染源が小規模で、汚染の広がりが小水路の周辺に限られている例
地域の概要	山脈と山地との間に開けた盆地状地形。中央を河川が流れ、急斜面をなして平野に臨む水田地帯。山麓に崩積地、別の河川に沿って河岸段丘地及び河川沖積地が発達。	河川の堰掛かり水田。地形は沖積地、土壌は沖積土からなり、土性はほとんどが、微粒質であり、土壌は低湿地型の泥炭土壌、黒泥土壌が多く、一部にグライ土壌も見られる。
経営耕地面積	約400 ha（うち水田が約8割）	約230 ha（うち水田が95%）
1戸あたりの平均経営面積	約0.5 ha	約2.2 ha（対策地域内は0.4ha）
指定面積	約200 ha	約50 ha
汚染原因	複合汚染 大気（工場のばいじん）ほか	カドミウムメッキ工場からのメッキ廃液の排水
調査地点数	約100（うち、1.0 mg/kg以上検出地点数 約40）	約25（うち、1.0 mg/kg以上検出地点数 約20）

「地形が複雑かつ狭小」「小規模かつ高濃度な汚染が点在」といった場合など状況に応じて、より高い密度での調査が実施されている。